公立大学法人奈良県立大学固定資産管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学会計規程(以下「会計規程」という。)第6章に基づき、固定資産の管理その他必要な事項を定め、固定資産の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(固定資産の範囲)

- 第2条 この規程における固定資産の範囲は、次の各号に掲げる資産とする。ただし、図書の取り扱いについては別に定める。
 - (1) 有形固定資産は、土地、建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具・器具・備品、美術品・収蔵品、船舶、車両運搬具、建設仮勘定及びその他これらに準ずるもので、当該資産が償却資産の場合は耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が50万円以上であるものとする。
 - (2) 無形固定資産は、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、 ソフトウェア及びその他これらに準ずるもので、当該資産が償却資産の場合は耐用年数が1 年以上でかつ1個又は1組の取得原価が50万円以上であるものとする。
 - (3) 投資その他の資産は、長期前払費用、敷金、保証金、その他の利用権及びこれらに準ずるものとする。

(重要物品)

- 第3条 会計規程第36条第3号の「その他別に定める物品等」は、次の各号に掲げる動産(現金、預金、有価証券を除く。以下「重要物品」という。)とする。
 - (1) 耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が10万円以上50万円未満の動産
 - (2) 耐用年数が1年以上でかつ1個又は1組の取得原価が10万円未満の別に定める換金性の 高い動産

(用語の定義)

- 第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) 取得 固定資産及び重要物品(以下「固定資産等」という。)を購入、製作、建設、寄附、 交換又は出資等により法人が所有又は占有すること。
 - (2) 保管 固定資産等の使用目的にそって的確に維持すること。
 - (3) 移管 固定資産等について、第6条第1項の使用責任者を変更すること。
 - (4) 処分 固定資産等を売却、交換、廃棄又は贈与により法人が所有又は占有しなくなること。
 - (5) 除却 固定資産等について会計規程第38条第1項の固定資産台帳及び第9条の重要物品 台帳(以下「台帳」という。)への登録を抹消すること。
 - (6) 減損 固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態のこと。
 - (7) 実査 実際に現地へ行って会計規程第38条第2項の現物確認を行うこと。
 - (8) ファイナンスリース資産 ファイナンスリース取引により取得した資産のこと。ファイナンスリース取引とはリース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除出来ないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。

(固定資産の管理業務)

第5条 会計規程第35条第2項に規定する資産管理責任者は、固定資産等の管理に関して同条第1項に定める業務(第22条の固定資産等の実査を含む。)を行うものとする。

(使用責任者)

- 第6条 資産管理責任者は、固定資産等の管理を適切に行うため、固定資産等毎に使用責任者を 定めるものとする。
- 2 使用責任者は、所管する固定資産等の使用及びその日常の管理に関する責任を負う。
- 3 使用責任者は、次の各号に定める業務を行う。
 - (1) 保管・使用の状況を明らかにすること。
 - (2) 固定資産等の保守管理に関すること。
 - (3) 火災・盗難・滅失・破損等の事故防止上、必要な措置を講ずること。
 - (4) 固定資産等の実査に関すること。

(使用者の義務)

第7条 固定資産等を使用する者は、使用責任者の管理監督のもとに、善良なる管理者の注意義 務をもって、使用しなければならない。

(固定資産台帳)

- 第8条 会計規程第38条第1項に定める固定資産台帳の様式は別に定める。
- 2 資産管理責任者は、固定資産を取得した場合は、速やかに当該固定資産を固定資産台帳に登録しなければならない。
- 3 前項の固定資産が民法第86条第2項の動産である場合は、資産管理責任者は、当該固定資産 に資産管理ラベルを貼付しなければならない。
- 4 資産管理責任者は、固定資産に改修、移管、処分及び減損があった場合は、速やかに固定資産台帳へ登録を行わなければならない。

(重要物品台帳)

- 第9条 重要物品は、その増減及び異動を重要物品台帳によって管理しなければならない。
- 2 前条の規定は重要物品に準用する。この場合において「固定資産台帳」は「重要物品台帳」と読み替えるものとする。

(権利の保全)

- 第10条 資産管理責任者は、第三者に対抗するため登記又は登録の必要がある土地、建物等の固定資産について、関係法令に定めるところにより、取得後速やかに登記又は登録の手続きを行わなければならない。
- 2 前項の登記又は登録の記載事項に変更が生じたときは、資産管理責任者は遅滞なく変更の手続きを行わなければならない。

(契約書等の保管)

第11条 固定資産の取得に関わる重要な契約書、土地、建物の登記済権利書等証票類の保管は、 資産管理責任者が行う。

(保険)

第12条 資産管理責任者は、必要と認める場合に、災害等により損害を受けるおそれのある固定 資産について、損害保険を付す等の必要な措置を講じなければならない。

第2章 取得

(固定資産等の評価)

第13条 固定資産等の取得原価は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 購入による場合は、購入代価及び付随費用
- (2) 製作又は建設による場合は、適正な原価計算により算定した原価
- (3) 寄附及び出資による場合は、時価等を基準とした公正な評価額
- (4) 交換による場合は、交換に際して提供した固定資産等の帳簿価額

第3章 管理及び処分

(移管)

第14条 移管元の使用責任者は、固定資産等の移管の必要が生じた場合は、別に定める手続きにより速やかに資産管理責任者に申請しなければならない。

(貸付)

第15条 固定資産等は、法人の業務に支障がない場合に限り、別に定める手続きにより法人以外 の者に貸し付けることができる。

(処分)

- 第16条 理事長は、固定資産等について、業務に必要がなくなった場合又はやむを得ない事情があると認められる場合には、当該固定資産等を処分することができる。
- 2 理事長は、地方独立行政法人法第44条第1項の重要な財産を譲渡しようとするときは、理事 会の議を経なければならない。

(滅失又は破損)

- 第17条 使用責任者は、使用する固定資産等について、滅失又は破損の事実を発見したときは、 別に定める手続きにより速やかに資産管理責任者に報告しなければならない。
- 2 資産管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに理事長に報告するとともに、必要 に応じて速やかに現況を調査し、業務上の障害の発生又は損害の増大等の防止に努めなければ ならない。

(除却)

- 第18条 固定資産等は、次の各号に定める場合に除却を行うものとする。
 - (1) 災害又は盗難等により滅失したとき。
 - (2) 処分を行い、所有権及び占有権が消滅したとき。
 - (3) 陳腐化しあるいは不適応化して使用を停止したとき。

第4章 固定資産会計

(資本的支出及び修繕費)

- 第 19 条 固定資産の耐用年数を延長させ、又はその価値を増加させる部分に対応する支出は資本的支出とし、これをその資産の取得原価に加算する。
- 2 固定資産の維持保全のための支出は修繕費として処理する。

(建設仮勘定)

第20条 工事契約等に基づき新設、増設又は改良するためのすべての支出は建設仮勘定とし、工事の竣工等により、原価が確定したときは、遅滞なく適切な勘定科目に振替整理するものとする。

(減価償却の方法)

- 第 21 条 償却資産における減価償却の開始は、その資産の使用を開始した月をもって開始月とする。
- 2 減価償却の計算方法は、定額法による。

- 3 有形固定資産の残存価格は備忘価格(壱円)とし、無形固定資産の残存価格は零円とする。
- 4 減価償却の基準となる耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定めるところによる。ただし、受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究終了までの期間を耐用年数とする。

第5章 実査

(実査)

- 第22条 資産管理責任者は、固定資産等について、毎事業年度に一度実査を行い、現品管理状況 の適否及び台帳記録の正否を実地に確かめなければならない。
- 2 資産管理責任者は、台帳と現品の照合に差異を認めたときは、その原因を調査するとともに、 差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。

第6章 借用資産

(借用資産)

- 第 23 条 法人が借用する資産のうち、ファイナンスリース資産については固定資産に準じた取扱いをすることとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる。
 - (1) 法人の事業内容に照らして重要性が乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース 料総額が300万円以下のリース取引
 - (2) リース期間が1年以内のリース取引
 - (3) 借用する資産1個当たりのリース料総額が、購入時に一括費用処理する基準額(50万円)以下のリース取引
- 2 前項のファイナンスリース資産に該当するかどうかにかかわらず、資産管理責任者は物品を借用した場合は、一時使用を除き固定資産の例により当該物品を管理しなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、固定資産等の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月20日から施行する。